

埼玉県市町村総合事務組合公報
第 7 号

発 行
さいたま市浦和区仲町
3—5—1
埼玉県市町村総合事務組合

◇ 目 次 ◇

条 例

- 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例…………… 1 頁
- 市町村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例…………… 2 頁

告 示

- 埼玉県市町村総合事務組合副管理者の当選者報告…………… 3 頁
- 市町村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分の承認の報告…………… 4 頁
- 令和 8 年度埼玉県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第 1 号）…………… 5 頁
- 令和 7 年度埼玉県市町村総合事務組合の一般会計及び特別会計決算の認定について…………… 9 頁

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 3 1 日

埼玉県市町村総合事務組合

管理者 吉 田 信 解

組合条例第 3 号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 7 年組合条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 2 項第 2 号中「参考人等」を「参考人、被害者参加人等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市町村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 3 1 日

埼玉県市町村総合事務組合

管理者 吉 田 信 解

組合条例第 4 号

市町村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

市町村消防団員等公務災害補償条例（平成 1 8 年組合条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条中「3 1 5, 0 0 0 円」を「3 3 0, 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の市町村消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 2 3 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた市町村消防団員等公務災害補償条例第 9 条第 7 号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の市町村消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第 2 3 条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第 6 条の規定による金額により支給されたもの（その額が 6 6 0, 0 0 0 円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第 2 3 条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

組合告示第 6 号

令和 8 年 7 月 3 1 日 執行の副管理者選挙において、当選した者の職及び氏名は次のとおりである。

令和 8 年 7 月 3 1 日

埼玉県市町村総合事務組合
管理者 吉 田 信 解

職	氏 名	備 考
副 管 理 者	井 上 健 次	毛 呂 山 町 長

組合告示第7号

令和8年7月31日開会の組合議会の承認を経た市町村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例は次のとおりである。

令和8年7月31日

埼玉縣市町村総合事務組合

管理者 吉 田 信 解

市町村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

市町村消防団員等公務災害補償条例（平成18年組合条例第28号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に改め、「第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」とを削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中「12,900円」を「13,340円」に、「13,700円」を「14,170円」に、「14,500円」を「15,000円」に、「11,300円」を「11,670円」に、「12,100円」を「12,500円」に、「9,700円」を「10,000円」に、「10,500円」を「10,840円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の市町村消防団員等公務災害補償条例第10条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた市町村消防団員等公務災害補償条例第10条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第9条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

組合告示第 8 号

令和 8 年 7 月 3 1 日開会の組合議会の議決を経た令和 8 年度埼玉県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第 1 号）は、次のとおりである。

令和 8 年 7 月 3 1 日

埼玉県市町村総合事務組合

管理者 吉 田 信 解

令和8年度埼玉縣市町村総合事務組合一般会計補正予算（第1号）

令和8年度埼玉縣市町村総合事務組合一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,593,862千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、

「第2表 債務負担行為」による。

正補算予出歳入歳

丑歲

(单位：千元)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		117,916	80,000	197,916
	1 総務管理費	117,568	80,000	197,568
5 積立金		450,450	△ 80,000	370,450
	1 積立金	450,450	△ 80,000	370,450
歳出	合計	24,593,862	0	24,593,862

第 2 表

債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
退職手当事務総合処理システム開発委託	令和 8 年度から令和 9 年度まで	160,000

組合告示第 9 号

令和 8 年 7 月 3 1 日開会の組合議会の認定を経た令和 7 年度埼玉縣市町村総合事務組合の一般会計及び特別会計決算を、地方自治法第 2 3 3 条第 6 項の規定により次のとおり公表する。

令和 8 年 7 月 3 1 日

埼玉縣市町村総合事務組合

管理者 吉 田 信 解

令和7年度埼玉県市町村総合事務組合一般会計歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
		円	円	円	円	円	円
1 負担金		19,660,401,000	20,459,392,495	20,459,392,495	0	0	798,991,495
	1 市町村等負担金	19,660,401,000	20,459,392,495	20,459,392,495	0	0	798,991,495
2 消防基金支出金		20,800,000	6,390,024	6,390,024	0	0	△ 14,409,976
	1 消防基金支出金	20,800,000	6,390,024	6,390,024	0	0	△ 14,409,976
3 財産収入		340,300,000	355,509,394	355,509,394	0	0	15,209,394
	1 財産運用収入	340,300,000	355,509,394	355,509,394	0	0	15,209,394
4 繰入金		20,201,000	20,200,000	20,200,000	0	0	△ 1,000
	1 特別会計繰入金	15,000,000	15,000,000	15,000,000	0	0	0
	2 基金繰入金	5,201,000	5,200,000	5,200,000	0	0	△ 1,000
5 繰越金		1,000	5,905,778	5,905,778	0	0	5,904,778
	1 繰越金	1,000	5,905,778	5,905,778	0	0	5,904,778
6 諸収入		11,961,000	30,435,208	30,435,208	0	0	18,474,208
	1 預金利子	9,320,000	27,851,829	27,851,829	0	0	18,531,829
	2 返還金	2,640,000	2,580,000	2,580,000	0	0	△ 60,000
	3 雑収入	1,000	3,379	3,379	0	0	2,379
歳入合計		20,053,664,000	20,877,832,899	20,877,832,899	0	0	824,168,899

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
		円	円	円	円	円
1 議 会 費		1,070,000	336,828	0	733,172	733,172
2 総 務 費	1 議 会 費	1,070,000	336,828	0	733,172	733,172
	1 総 務 管 理 費	118,546,000	87,998,518	0	30,547,482	30,547,482
	2 監 査 委 員 費	118,198,000	87,968,518	0	30,229,482	30,229,482
3 給 付 費		348,000	30,000	0	318,000	318,000
		16,357,025,000	13,927,169,785	0	2,429,855,215	2,429,855,215
	1 退 職 手 当 費	16,335,180,000	13,920,451,145	0	2,414,728,855	2,414,728,855
	2 災 害 補 償 費	21,845,000	6,718,640	0	15,126,360	15,126,360
4 消 防 基 金 掛 金		38,500,000	38,429,696	0	70,304	70,304
	1 消 防 基 金 掛 金	38,500,000	38,429,696	0	70,304	70,304
5 積 立 金		3,529,022,000	3,445,709,447	0	83,312,553	83,312,553
	1 積 立 金	3,529,022,000	3,445,709,447	0	83,312,553	83,312,553
6 諸 支 出 金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 還 付 金	1,000	0	0	1,000	1,000
7 予 備 費		9,500,000	0	0	9,500,000	9,500,000
	1 予 備 費	9,500,000	0	0	9,500,000	9,500,000
歳 出 合 計		20,053,664,000	17,499,644,274	0	2,554,019,726	2,554,019,726

歳 入 歳 出 差 引 残 額 3,378,188,625 円
 う ち 基 金 繰 入 額 3,375,000,000 円
 翌 年 度 繰 越 額 3,188,625 円

実 質 収 支 に 関 す る 調 書

区 分		金 額
1 歳 入	総 額	円 20,877,832,899
2 歳 出	総 額	17,499,644,274
3 歳 入 歳 出	差 引 額	3,378,188,625
4 翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源		0
5 実 質 収 支	額	3,378,188,625
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		3,375,000,000

財 産 に 関 す る 調 書

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
退職手当基金	円 63,504,090,533	円 4,290,446,856	円 67,794,537,389
消防災害基金	196,119,450	△ 4,937,409	191,182,041
合 計	63,700,209,983	4,285,509,447	67,985,719,430

令和 7 年 度 埼 玉 県 市 町 村 総 合 事 務 組 合
交 通 災 害 共 済 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 書

歳 入

款	項	予 算	現 額	調 定	額 収	入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 予 算 済 額 と の 比 較
		円	円	円	円	円	円	円	円
1 会	費	82,500,000	53,348,500	53,348,500	53,348,500	53,348,500	0	0	△ 29,151,500
	1 会	82,500,000	53,348,500	53,348,500	53,348,500	53,348,500	0	0	△ 29,151,500
2 財 産 収 入	費	650,000	623,365	623,365	623,365	623,365	0	0	△ 26,635
	1 財 産 運 用 収 入	650,000	623,365	623,365	623,365	623,365	0	0	△ 26,635
3 繰 入 金		25,500,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000	0	0	△ 500,000
	1 基 金 繰 入 金	25,500,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000	0	0	△ 500,000
4 繰 越 金		34,600,000	43,570,277	43,570,277	43,570,277	43,570,277	0	0	8,970,277
	1 繰 越 金	34,600,000	43,570,277	43,570,277	43,570,277	43,570,277	0	0	8,970,277
5 諸 収 入		30,000	33,796	33,796	33,796	33,796	0	0	3,796
	1 預 金 利 子	29,000	33,796	33,796	33,796	33,796	0	0	4,796
	2 雑 入	1,000	0	0	0	0	0	0	△ 1,000
歳 入 合 計		143,280,000	122,575,938	122,575,938	122,575,938	122,575,938	0	0	△ 20,704,062

歳 出

款	項	予 算 現 額 支 出 済 額 翌 年 度 繰 越 額 不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 総 務 費		円 17,020,000 15,081,835 0 1,938,165	円 1,938,165
	1 総 務 管 理 費	17,020,000	1,938,165
2 事 業 費		125,310,000 71,439,998 0 53,870,002	53,870,002
	1 見 舞 金	93,200,000	47,858,000
	2 加 入 推 進 費	32,030,000	5,957,302
	3 災 害 調 査 費	80,000	54,700
3 積 立 金		650,000 623,365 0 26,635	26,635
	1 積 立 金	650,000	26,635
4 予 備 費		300,000 0 0 300,000	300,000
	1 予 備 費	300,000	300,000
歳 出 合 計		143,280,000 87,145,198 0 56,134,802	56,134,802

歳 入 歳 出 差 引 残 額 35,430,740 円

実 質 収 支 に 関 す る 調 書

区 分		金 額
1 歳 入	総 額	円 122,575,938
2 歳 出	総 額	87,145,198
3 歳 入 歳 出	差 引 額	35,430,740
4 翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源		0
5 実 質 収 支	額	35,430,740
6 実質収支額のうち地方自治法第 2 3 3 条の 2 の規定 による基金繰入額		0

財 産 に 関 す る 調 書

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
交通災害共済基金	円 577,158,118	円 △ 24,376,635	円 552,781,483
合計	577,158,118	△ 24,376,635	552,781,483